第４回西東京市公立保育園
あ り 方 検 討 専 門 部 会
令 和 ６ 年 １１ 月 １ 日

資料１

（案）

西東京市公立保育園あり方検討専門部会まとめ

１　はじめに

国では、こども家庭庁を発足し、「こどもまんなか」を銘打ち、こども施策を推進している。令和５年４月には「こども基本法」が施行され、全てのこどもの権利保障や成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障することが掲げられている。

西東京市では、平成 30 年 10 月に「西東京市子ども条例」を施行し、西東京市全体で子どもの育ちを支え、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えることを掲げ、令和２年３月には「西東京市保育の質のガイドライン」を策定し、西東京市全体での保育の質の維持・向上に取組み、「子どもが『ど真ん中』のまちづくり」を進めている。

子育てをめぐる課題は、共働き世帯の増加による保育ニーズの~~急増~~急激な変化、コロナ禍の影響による地域交流の減少、在宅子育て家庭の孤立、ひとり親家庭や外国人家庭、養育困難や貧困などの生活課題を抱える家庭の増加など、多様化している。西東京市では、待機児童対策として認可保育所や地域型保育事業所の新規開設等により保育定員の適正化を図り、待機児童は減少している。しかし、地域や時期によっては、保育を利用できる体制が整っているとは言い難い面もある。また、０歳一時保育の受入れ等の地域の子育て支援策の充実に力を入れてきたが、限られた財源のもと、また保育士不足が深刻になる中で、求められる保育の量と質を確保し、多様な子育て支援ニーズに対応するためには、今後多くの課題に直面することが予測される。

本部会では、そうした状況にあって、西東京市全体の保育サービスの向上・充実を図るため、公立保育園が今後どのように在るべきかについて検討を行った。

●保育ニーズの「急増」を「急激な変化」
□年度途中に保育園に入りたいニーズへの対応
□育児休業制度が整えられていないところで働く人への対応
□入所できる状況を作ることによる園運営上の課題との整合性
□配慮を要する子に対して、乳児期に丁寧な保育を提供
□年度途中で変化する保育ニーズへの柔軟な対応は、多様な業務を持つ公立保育園の方が、調整をしやすいのではないか
□年度後半のために空きを保持することは民間では厳しい

２　公設公営保育園が存在する意義

（１）公設公営保育園の特性

本部会では、公設公営保育園が存在する意義を考えるに当たり、公設公営保育園の特性を以下の４点に集約した。

ア　既に経験を積んだ人材を保有していること。また、人材の確保や定着がしやすい雇用の安定性を有していること。

イ　市の組織力を活かし、地域の緊急的支援ニーズや保育ニーズの変化にも柔軟に対応することが可能であること。

ウ　市の直営施設として、行政部門と直結しながらの横断的な連携が可能であること。

エ　機能を恒常的に維持できること。

●地域や時期により、需要と供給のバランスが崩れたときに、民間保育園よりも柔軟な対応が可能

●緊急的支援ニーズだけの記載では、切羽詰まった状態でないと利用できないイメージになってしまう

（２）公設公営保育園の役割

上記の公設公営保育園の特性を踏まえ、本部会では、公設公営保育園に期待される役割を、以下のように整理した。

ア　西東京市の直営保育園としての質を確保した保育を実施する役割

公設公営保育園は、西東京市の直営の保育園として、これまで築いてきた保育の理念、蓄積してきた知識・経験・ノウハウなどを生かした~~。~~、「西東京市保育の質のガイドライン」を満たす保育を実施し、その蓄積を地域に還元するとともに、地域のニーズをとらえるアンテナとしても機能する。

イ　児童福祉課題を抱える子ども・子育て家庭の支援機関としての役割

児童福祉法では、第１条において子どもを権利の主体と位置づけており、全ての子どもは適切に養育され、生活を保障され、その心身の健やかな成長・発達を保障される権利を有している。また、市は保護者や国とともに子どもを心身ともに健やかに育成する責任を負っている（児童福祉法２条３項）。

市内では、さまざまな子育て支援施策を展開されているが、保育園は児童福祉施設として、また子どもの生活の場として、独自の役割を担うことができる。すなわち、日々子どもの保育を実施しながら、保護者とコミュニケーションをとることができ、子どもの発達や生活の状態、保護者の養育や生活の状態を把握しながら、必要とされる支援を自ら行ったり、他の支援につないだりできるなど、子どものセーフティネットとしての重要な機能を有している。この機能は、在園児にとどまらず、広く地域にも提供していくことが求められている。

公設公営保育園は、その人材力と組織力を生かした多様で懐の深い支援を展開することで、地域のセーフティネットの一翼を担う機関として役割を果たすことができる存在であり、民営保育施設や他の子育て支援機関とも連携してセーフティネットを強化していくことが求められている。

また、令和６年４月１日から設置された「西東京市こども家庭センター」は、従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き継~~ぐ~~ぎ、母子保健と児童福祉の支援を一体的に提供する~~な~~組織である。公設公営保育園は、専門職として保育士、看護師、栄養士のいる身近な相談機関として「西東京市こども家庭センター」と連携し、妊婦や全ての子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する一端を担う。

ウ　保育の質を高める機関としての役割

~~民営保育施設が増加する中にあって、~~市は西東京市全体の保育の質が低下したり偏ったりすることがないよう指導し、保育の質の担保を図っていく責任がある。保育の質の担保を図るためには、公設公営保育園を一定数維持~~することで~~し、各園が地域の保育施設の調整役となってネットワークを構築することで、保育施設同士の連携・協働を促進することが求められる。また~~ともに~~、これまで培ってきた知識・経験・ノ

ウハウを生かして必要な支援を行い、民営幼児教育・保育施設[1]と共に西東京市全体の保育の質の向上に取り組んでいくことが重要である。~~また~~なお、保育のセーフティネットや地域の子育て家庭の支援等の役割についても、~~民営保育施設では十分に対応できないものについては、~~公の機関である公設公営保育園が積極的に担っていく必要がある。

~~なお、公設公営保育園が上記の機能を果たし、西東京市の保育・子育て支援施策の前線で機能し、かつ、行政部門との連携を深めるためには、行政部門との人事交流を視野に入れつつ、必要な範囲での保育士の新規採用も行っていくことが必要と考えられる。~~

●こども家庭センターの説明に「母子保健と児童福祉の支援を一体的に提供する」という文言を追加
●「切れ目なく」支援するを追加
●支援が必要な方へは、丁寧に関わっていかないとかえって混乱を招く場合があるため、細かいアドバイスをおこなうが、過度な接触になりすぎて拒絶されないように注意が必要
□職員同士が顔の見える関係の中できちんと繋がって、保護者を場所から場所へではなく人から人へ繋ぐという信頼関係をもとにした連携

[1] 保育所、地域型保育事業、認可外保育施設、幼稚園等（参考資料６）

（３）公設公営保育園の役割の具体的なイメージ

ア　在園する子どもと家庭の支援

（ア）　比較的重度の障害・アレルギー・医療的ケア等により、特別な対応が必要な子どもの適切な受入れを行い、療育機関・医療機関等と連携する。また、そこで培った援助技術を民営保育施設とも共有し、公設公営保育園で預かるだけでなく、~~子どもの育ちを見据えた保育を実施する~~地域で支える体制を目指していく。

（イ）　10 代の親、ＤＶも含む複雑な家族関係、貧困など、養育困難のリスクを抱える家庭について、早期に発見し、子どもの発達や保護者の状態などを把握し、日常生活を支えながら、家庭生活に一定程度介入する直接的な支援を行い、子ども家庭支援センターとも連携する。また、そこで培った援助技術を民営保育施設とも共有する。

（ウ）　特別な施設としてではなく、一般の保育園として存在しながら、これらの支援機能を内包することが重要である。~~と考えられる~~地域の施設として、子どもや家庭を幅広く包摂することが可能となり、また、児童発達支援施策としては、個別の支援ニーズを保障した上で、地域の子どもたちと育ち合う環境を提供することができる。

（エ）　地域の保育需要に合わせて、公設公営保育園の定員弾力化を解消し、保育需要のバランスを整え、余力の人材で年度途中の需要や児童福祉の課題に対応する。

●民営保育施設とも共有には、幼稚園も含まれている。

□ブロック会議は、幼稚園と保育園では、出席しやすい時間が異なるが、工夫しながら実施することで参加園を増やしている

□ブロック会議は基幹型保育園を中心として実施し、テーマによって参加者を施設長にしたり、担任をしている保育士にしたりと試行錯誤しながら実施している。

●「子どもの育ちを見据えた保育を実施する」を「地域で支える体制を目指していく」に変更

●「地域の施設として、子どもや家庭を幅広く包摂することが可能となる」を追加し、一般の施設として存在しながらインクルージョンすることを記載

●育休延長制度により、１歳児に需要が偏ってしまう一面を持っている

イ　地域の子ども・家庭支援

（ア）　地域の子育て家庭の支援~~事業~~として次のものを実施する。

【既に実施している~~事業~~支援】

・子育てひろば事業＝地域子育て支援拠点事業(親子交流事業、子育て相談事業、子育て啓発事業、情報提供事業)

・利用者支援事業（地域の子育て資源の紹介）

・一時預かり事業（一時保育、０歳一時保育）

・園庭や設備の開放

【今後追加で求められる~~事業~~支援】

・妊娠・出産を契機としたつながりや、乳幼児健診等の機会も活用し、地域の様々な子育て支援につなげ、切れ目のない支援を図ること。

・公設公営保育園は地域子育て支援センターとして自ら支援の場を持ちつつ、支援をつなぐ役割を持つことができる。すでに取り組みは始まっているものもあるが（コラム参照)、例えば、次のような活動が広く展開されることが望まれる。

［アウトリーチ］母子保健事業等に出向き、顔の見える関係を築きながら、地域子育て支援センターの利用等につなげる。

［人と人をつなぐ］「ファミリー学級で会った」「地域子育て支援センターで会える」など、顔の見える関係を大切にし、安心感をもって頼ってもらう関係を築く活動を行う。

［かかりつけ保育園］（後述「４　公設公営保育園の方向性について」）

顔の見える関係を築きながら、西東京市こども家庭センターと連携し、家庭外でのこども同士、保護者以外の大人や社会資源と関われるよう取り組む。

~~・地域密着型相談支援（相談を受ける「人」を固定する相談体制。数年間は同じ職員が担当するなどの工夫が必要）~~

~~・養育支援型一時保育（疲労している保護者の休息のための一時保育、養育困難の場合などの緊急的な一時保育や家庭の再統合支援にも活用）~~

~~・在宅子育て家庭の孤立への対応（アウトリーチ）~~

~~（仮称）マイ保育園（登録から相談支援につなげる制度）~~

~~⇒　既に実施している事業と今後追加で求められる事業をあわせ、西東京市こども家庭センターと連携することが望まれる。~~

（イ）　これらの~~事業~~支援の実施により、地域の支援ニーズを把握し、相談や一時保育などの直接支援を行いながら、~~もしくは~~他の支援者・機関、西東京市こども家庭センターと連携するなどの活動~~へのつなぎ（連携）~~を行う。

（ウ）　これらの活動で把握した支援ニーズを市の子ども施策に反映する道筋をつくる。

（エ）　これらの活動により培った援助技術を民営幼児教育・保育施設とも共有する。

（オ）　災害時の地域の子ども及び保護者の受入れ（災害に備えた備蓄や、福祉避難所としての役割など）を行う。

●公設公営保育園は一時保育や０歳一時保育の充実

□保育ニーズが伸びている状況の中で、認可園には保育需要を担う役割がある

□ニーズに沿ってそれぞれの持っている社会資源を上手く割り当てる

●現在の一時保育でもリフレッシュといった理由で利用でき、一定程度は国の誰でも通園制度で意図するニーズに対して先行してやっている部分もある

●公立保育園のあり方では、当面はここまでやってきた一時預かりをさらに充実させていく

●すでにある健康課の訪問支援の制度との連携でアウトリーチをかけて信頼関係を築く

●訪問で回っている人が特定の場所に居てくれることで、そこが訪ねやすい場所になる

●一時保育は、以前に比べ就労的な要件より、リフレッシュの利用が増え、子どもを集団の中で遊ばせ発達にも発育にも好循環となるようにと考えている方が増えている。

●地域子育て支援センターの取り組みについてのコラム

ウ　地域の保育の質の向上、民営保育施設の支援・連携

（ア）　基幹型保育園[2]を中学校通学区域に１か所配置し、地域の幼児教育・保育施設間のネットワーク構築・強化およびその支援

（イ）　民営幼児教育・保育施設との連携・交流促進（定期的な巡回訪問、情報交換、交流研修など）

~~（ウ）　民営保育施設への相談対応、支援（情報の提供、助言、職員の派遣）~~

（ウ）　民営幼児教育・保育施設向けの研修の企画・実施

（エ）　課題を抱える施設への指導・支援（利用者からの苦情、巡回訪問で課題が発見され~~るなどのことがあっ~~た場合には、公設公営保育園の保育士が指導・支援する）

（オ）　地域型保育事業所との連携（３歳児以降の受け皿、集団保育の体験機会の提供、代替保育、合同保育等）

（カ）　民営保育施設が何らかの事情で急遽閉鎖する場合や大量退職などで配置基準を満たせなくなった場合の入所児童の受入れ

●タイトルに「連携」を入れることで民間の教育・保育施設と共に地域を支える存在という意味合いが入る

[2] 地域子育て支援センター併設の保育園

3　公設民営公立保育園の民設民営化

公設民営保育園の民設民営化については、「平成 29 年度西東京市公立保育園の在り方について（答申）」を踏まえた「西東京市公設民営保育園の民設民営化計画」~~を策定している。地域の子育て支援機能を強化していくための財源を確保するため、引き続き「西東京市公設民営保育園の民設民営化計画」~~に基づき子どもの最善の利益を引き続き考慮しながら~~、公設民営保育園の民設民営化を~~進められたい。

また、西東京市公共施設等総合管理計画（令和６年３月策定）において、公設公営保育園については、基幹型保育園（地域子育て支援センター併設の保育園）に位置づけ、中学校通学区域に１か所の配置を検討することとされ、基幹型保育園は現在の５園から増える計画となっている。

西東京市第５次行財政改革大綱（令和６年３月策定）では、~~中学校通学区を基本とした圏域の考え方を踏まえて「西東京市公設民営保育園の民設民営化計画」の見直しを進め~~、現在の計画を、公設公営保育園の民設民営化を含めた「（仮称）西東京市公立保育園の民設民営化計画」へと改定することとされている。~~し、計画的に民間移譲を実施することとされている。公設公営保育園の重複している圏域については、２（２）及び（３）で挙げた役割を果たし、区域の保育需要を満たすように、公設公営保育園の民設民営化について慎重に検討されたい。~~

公設公営保育園の民設民営化については、２（２）及び（３）で挙げた役割を果たし、区域の保育需要を満たすように、慎重に検討されたい。

●さらに簡略化してもよい
●基幹型保育園が９園に増えることをポジティブに表現したい。

コラム：地域子育て支援センター

人から人へ

お子さんの発達について、ご相談を受けることがあります。

一時保育や地域子育て支援センターを利用する中で、保育士が発達の課題等に気付くこともあります。日常的な対応の仕方などをアドバイスしつつ、「よかったら児童発達支援センターひいらぎ（健康課）の〇〇さんに連絡してみて」等と相談先を紹介し、早い段階での療育につながることもあります。

また、療育に通っているお子さんが気兼ねなく安全に遊べる場として紹介され、「地域子育て支援センター」の利用につながることもあります。

顔の見える関係

健康課が行っている「ファミリー学級」に支援コーディネーターが出向き、「地域子育て支援センター」の紹介をしています。「私が地域の担当です。プレママ・プレパパのつどいや赤ちゃんのつどいをやっています。子育ての相談もできるので、ぜひ遊びに来てください。」とお声かけし、これをきっかけに初めて利用される方も多くいらっしゃいます。

４　今後の~~さらなる議論に向けて~~公設公営保育園の方向性について

~~就学前における子どもやその家庭の地域社会からの孤立を予防するとともに、孤立のおそれのある子どもや家庭を把握し支援するため、~~ここまで検討してきた公立保育園の役割を実現するために、今後の取組の考え方や方向性について以下のとおり整理を行った。

(1) 体制・区域

配慮を必要とする児童の受入れ体制を確保し、民営保育施設での受入れを支援する。

・公設公営保育園は、行政機関の一部として、専門機関や関係機関、その他部署との連携が他の保育施設等と比較して取りやすいことから、積極的に受け入れ体制を確保すること。
・児童の受入れにあたっては、保育園での集団生活による学びが得られるよう、~~統合保育~~インクルーシブ教育の趣旨に鑑み、~~適切な受入体制を確保するとともに、~~民営幼児教育・保育施設においても受入れが行われるよう支援を図ること。
・保育園等への入園にあたっては、事前相談を受けて、子どもの安全を確保する観点から障害や医療的ケアの内容、医師との連携体制のほか、保育園等の設備、保育士や看護師の配置状況を考慮して案内する仕組みを検討すること。

身近さを生かした相談や足を運びやすい体制づくりを行う。

・基幹型保育園~~５か所から~~を中学校区に１か所の配置~~（９か所）~~に増やす。整備にあたっては、中学校との複合化を基本としつつ、施設更新による複合化等に至るまでは、暫定的な場所を検討し、各区域における相談体制を確保すること。
・施設整備にあたっては、地域における子育て支援の拠点として、児童数の推移や地域の保育ニーズ、財政面などを考慮しつつ、老朽化した施設は、計画的に改修を行うこと。また、地域子育て支援センターは、相談室やベビーカー置場の設置、オンライン相談などの環境の整備を行うこと。

保育の質の確保・向上のため、基幹型ブロックごとの連携を強化する。

・ブロック内の連携では、基幹型ブロック会議を活用し、情報共有や研修を実施するなど、保育運営上の課題に共同で取り組むこと。
・ブロック間の連携では、合同園長会を活用し、ブロック内の課題・情報を他ブロックと共有するなど、公設公営保育園が中心となり保育の運営などの課題に取り組むこと。なお、支援や制度に関する調整は、事務局が行うこと。

(2) 情報発信・情報提供

施設の知名度を高め、能動的な情報発信・情報提供を行う。

・地域子育て支援センターの認知度向上を図るため、愛称を検討すること。
・SNS 等（LINE など）を利用した情報発信を検討すること。
・子育て当事者への制度やサービスのわかりやすい周知を図ること。

(3) 子育て世帯とつながる工夫

地域子育て支援センターが受動的から能動的に子育て世帯に繋がる工夫をする。

・妊娠期から身近な地域子育て支援センター（基幹型保育園）をかかりつけ保育園として登録し、妊娠中から出産後についても継続的に保育士等による相談支援に繋がる制度（仮称）マイ保育園の導入を検討すること。
・孤立しやすい他の市町村からの転入家庭や外国人家庭についても、地域子育て支援センターにつなぐための方法を検討すること。

(4) 継続的なつながりの構築・維持

疾病などで外出が困難な家庭、対面での相談に抵抗感があるなどの理由で支援につながらない家庭については、早期かつ継続的な関係性を構築する。

・訪問（アウトリーチ）の必要性について検討すること。
・窓口で相談を待つのではなくプッシュ型で情報を配信し、いつでも相談のできる「オンライン相談」のサービスを検討すること。

(5) 行政や関係機関との連携

複合的な課題を抱える家庭に対する部局横断的な支援体制と情報共有等によって、支援を必要とする~~ニ~~子どもや家庭を把握する。

・個人の記録を追跡可能な形で管理（システム連携）すること。
・子ども家庭支援センター、健康課、こども家庭センター、保育園、学童クラブ、児童館が連絡調整するための相談記録（共通フォーマット）を作成すること。

(6) 人材の確保・育成

高い水準の保育が提供されるよう、公設公営保育園で培った保育を、今後も若い保育士に継承するとともに、質の高い保育に関する研修や保育の実践を通じた人材育成に努め、保育の質の確保に努めていく。

・高度な支援ニーズへの対応を公設公営保育園の民設民営化によって生まれた人材で補強し、経験豊かな人材の育成を行うこと。
・公設公営保育園の欠員については、新規の職員を継続して採用し、年齢構成や職層などバランスのとれた職員層となるよう努めること。
・公立保育園は、児童発達支援センターとの人事交流や外部組織への派遣研修を通じて、子どもの発達や医療的ケアに関する経験や実績の蓄積を行う。また、蓄積された経験を民営保育施設と共有し、公設公営保育園と民営保育施設の連携を図りながら、地域全体の保育の質の向上に向けて取り組むこと。

●一つ項目として「人材の確保・育成」を追加し、新規採用を継続し職員層を安定したものに確保するのような内容を追加
●ひいらぎとの人材交流を通じてノウハウを持ち帰り、地域と共有
●一時保育の利用を通じて、保護者の悩みに寄り添い、配慮が必要な子を発見して繋いでいく